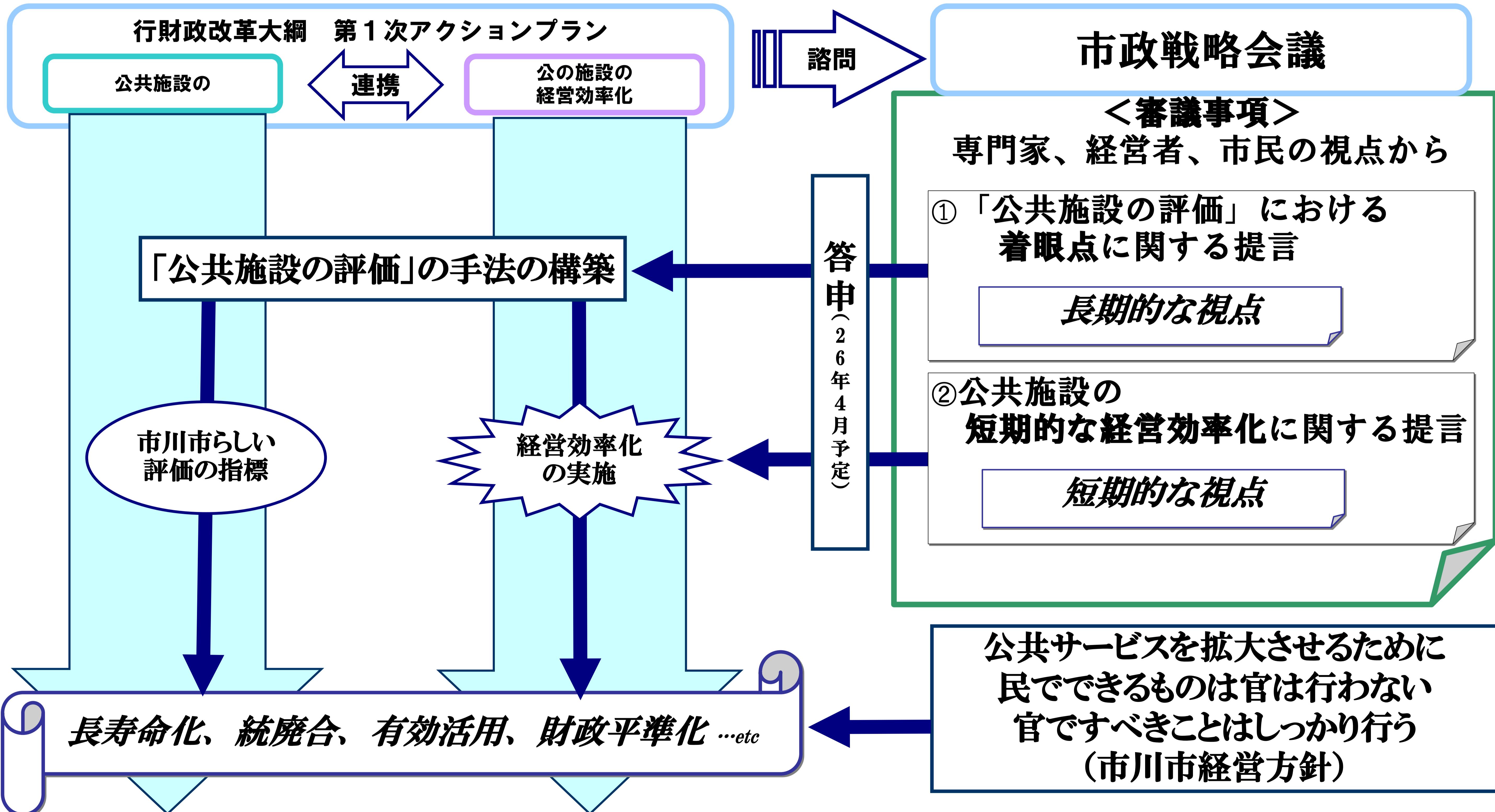


公共施設のマネジメントに関する今後の展開イメージ図

<市川市の公共施設の現状と課題>

- ・公共施設の老朽化が進み、大規模な改修や建替などの時期が到来しつつあり、維持保全にかかるコストの増大が予想される。
- ・施設の管理運営において、必ずしも行政経営全般の視点から評価・改善が行われているとはいえない。
- ・各施設の評価・改善の仕組みや指標が整備されていない。



審議対象とした施設

公有財産の区分(地方自治法第238条)

行政財産	公用又は公共用に供する財産	公用財産	地方公共団体が事務事業を執行するためのもの	庁舎、試験研究施設等に供される建物及び敷地
		公共用財産	住民の一般的な共同の利用に供するもの	公園、道路、河川、学校、図書館等に供される建物及び敷地
普通財産	行政財産以外の一切の財産		売り払い用の土地、行政財産の用途を廃止したものの	

河川・下水・道路を除く市川市の公共施設は、全体で817施設。(設置・管理条例が制定されていないものを含む)

そのうち、学校を除くと760施設。

審議対象の公共施設一覧表

資料 3

NO	カテゴリ	施設グループ名称	施設数	開設年	設置目的	施設の概要
1	高齢者福祉施設	老人いこいの家	12	昭和49年～平成23年	老人の心身の健康保持と福祉の増進に寄与するため、教養の向上、レクリエーション等の施設として設置	60歳以上の高齢者の方が集まって、サークル活動、学習会、講座などに利用
2		デイサービスセンター	7	平成6年～平成16年	介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく通所介護、介護予防通所介護等の事業を実施することにより、そのサービスを受ける者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため	入浴、体操、機能訓練、アクティビティー活動
3		介護老人保健施設ゆうゆう	1	平成10年	「寝たきりをつくらない」という市川市の基本理念を基に設置	「要支援1、2」又は「要介護1～5」に認定された方に、施設サービス・短期入所サービス・デイケアサービスを提供
4		養護老人ホームいこい荘	1	昭和34年	養護を受けることが困難な老人を入所させるため	定員50名 経済的理由及び環境上の理由により、在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設。 また、入所後においても、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援とともに、社会復帰の促進に資する助言・指導を行う。
5		大洲在宅介護支援センター	1	平成16年	高齢者に対する通所介護、介護予防通所介護等、障害者等に対する支援等を行うことにより、保健、医療及び福祉に係る多様なサービスを提供するため	在宅介護・介護保険などに関する相談、虐待相談等、各種保健、福祉サービスの紹介や利用手続きの支援、介護保険などの申請手続きの代行、家族介護教室や高齢期安心講座
6		老人福祉センター	1	昭和56年	老人の健康、教養、レクリエーション等に関するサービスを提供するため	健康相談、教養の向上、レクリエーション、機能回復訓練など
7		障害者地域生活支援センター	1	平成16年	障害者等に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者等やその家族の地域における生活を支援し、障害者等の自立と社会参加の促進を図るため	相談支援、ピア(仲間)・カウンセリング、パソコン訓練・余暇活動、会議等へのスペース提供
8		南八幡メンタルサポートセンター	1	平成10年	地域の障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連絡調整等の援助を行う。また、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るため	1.生活相談(人間関係、就労、日中活動、経済、住居など)を受け、情報提供や助言をしたり、権利擁護のための支援を行い、地域での生活をサポートする。 2.基本相談支援および計画相談支援を行う。 3.ランチグループやカラオケなど、創作的活動や生産活動の機会の提供を行う。 4.機関紙の発行、当事者会の支援を行う。
9		身体障害者福祉センター	1	昭和61年	身体に障害のある方に創作活動やスポーツ・レクリエーションを通して、自立と社会参加をめざしていくため	創作活動(陶芸、革手芸、組みひも、絵画)、更生相談(整形相談、言語相談)、社会適応活動(音楽、外出支援)、機能訓練(身体、言語)、身体・言語レクリエーション(ゲーム等を通した軽い運動や言葉遊び)、スポーツ・レクリエーション(日帰りレクリエーション、食事会等)、送迎バスの運行(市内を4ブロック分け、1日1ブロック、リフト付バスを運行し、利用者の送迎を行う)、ボランティア体験講座
10		障害者いこいの家	1	平成22年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護)を提供することにより障害のある方の自立を支援するため	心身障害者の方を対象に、レクリエーションの場を提供
11		松香園	1	平成22年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護)を提供することにより障害のある方の自立を支援するため	生活支援、作業支援、地域生活支援、相談支援、健康管理
12		梨香園	1	平成元年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護)を提供することにより障害のある方の自立を支援するため	生活支援、作業支援、自主生産作業活動、創作的活動、地域活動支援
13		明松園	1	昭和57年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護)を提供することにより障害のある方の自立を支援するため	生活に関すること、作業に関すること、地域に関すること、その他
14		チャレンジ国分	1	昭和52年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス(生活介護)を提供することにより障害のある方の自立を支援するため	作業支援、生活支援、地域生活支援、その他
15		フォルテ行徳	1	昭和61年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令等を遵守し、障害福祉サービス(生活介護・就労継続支援B型)を提供することにより、障害のある方の自立を支援するため	パンフレットへの差込等・シール貼り等・箱作り等・AV機器機材のクリーニング・その他
16		南八幡ワークス	1	昭和57年	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援B型)を提供することにより、障害のある方の自立を支援するため	仕事の提供、就労支援、生活支援、その他

審議対象の公共施設一覧表

資料 3

NO	カテゴリ	施設グループ名称	施設数	開設年	設置目的	施設の概要
17	こども関連施設	こども館	15	昭和54年～平成17年	遊びを通して子ども(18歳未満)たちの健やかな成長を育み、情操を豊かにするための施設	オセロや将棋やトランプなどのゲームや、ペーパークラフトや粘土などの工作、卓球などの軽スポーツなど
18		知的障害児通園施設(あおぞらキッズ)	1	平成16年	こども(満18歳に満たない者)の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するため	行動・情緒・知的発達に課題をもつ2歳児から就学前の幼児を対象に、遊びや生活面の保育指導や専門職員による個別指導が受けられる通園施設
19		肢体不自由児通園施設(おひさまキッズ)	1	平成16年	こども(満18歳に満たない者)の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するため	主に運動発達に課題を持つ2歳児から就学前の幼児を対象に、遊びや生活面の保育指導や専門職員による個別指導が受けられる通園施設
20		こども発達相談室	1	平成17年	こども(満18歳に満たない者)の身体的、精神的及び社会的な発達について総合的に支援するため	こどもの発達に関する相談及び支援を行う。 (理学療法、作業療法、言語療法、心理療法)
21		母子生活支援施設 曽谷寮	1	昭和50年	母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護し、職員が自立促進のため生活支援をするため	(女性)就労、育児その他生活全般の支援 (児童)学習、生活等の支援
22		いちかわファミリー・サポートセンター	2	平成16年	少子化対策の一環として、子育ての総合援助活動をするため	保育施設などの開始時刻前、及び終了時刻後の預かり、送迎、学童保育終了後、及び学校の放課後の児童の預かり、資格取得のための講習会への参加や就職活動のため、冠婚葬祭やリフレッシュのための預かり
23		ビーイング	9	平成14年～平成21年	学校施設等の余裕教室を活用し、放課後の子どもの居場所をつくり、地域の人々とふれあい、異年齢間の交流による豊かな生活体験を通して、子どもの生きる力、創造性豊かな心、共感する心を養い、子どもたちの健全育成を図るため	開設場所:曾谷小学校、塩浜小学校、鶴指小学校、市川小学校、宮田小学校、八幡小学校、稻荷木小学校、平田地域ふれあい館、富美浜小学校 開設時間(平日):午後14:30～17:30まで。(土):10時～17時まで。対象者:小学生、中学生、高校生(幼児:保護者同伴の場合 利用可能) 自由学習、ミニ卓球、バドミントン
24		親子つどいの広場	4		情報の提供、相談業務を行って、地域の子育て力を高めるため	主に0歳～3歳までの子供と保護者、妊娠が、公共施設内、公民館、又はマンションの1室等に親子で集い、遊んだり、友達作りや情報交換を行う。 開設日時:月曜日～土曜日、午前10時～午後4時 八幡親子つどいの広場、二俣親子つどいの広場、新井親子つどいの広場、新浜親子つどいの広場
25		保育園	30	昭和23年～平成15年	乳幼児(小学校就学の始期に達するまでの者)を保育し、その健全な育成を図るため	保育
26		保育クラブ	43	昭和41年～平成23年	放課後等に保護者が共働きなどの理由により、放課後の時間に面倒を見ることのできない小学1年生から3年生の児童に対して、遊びや生活の指導を行うため	遊びや生活の指導
27	教育施設	図書館	6	昭和54年～平成21年	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため	幅広い資料の収集と提供、子ども読書活動の推進、レファレンスサービスの充実
28		市民図書室	4		図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため	塩焼市民図書室(塩焼読書センター)、稲越市民図書室(ひばり図書室)、福栄市民図書室 大柏市民図書室 水曜・土曜・日曜 午前10時～午後16時まで(祝日はお休み)
29		教育センター	1	平成6年	市民が生涯にわたって学習する機会を広く提供することにより、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため	教育課程の調査研究、教育関係職員の研修、教育関係資料及び情報の収集、作成及び提供、教育相談
30		幼稚園	8	昭和46年～昭和57年	幼児の心身の健全な発達を図るため	4歳～5歳の小学校入学まで 保育料 月10,000円
31		菅平高原いちかわ村	1	昭和51年	市民が心を豊かにし、身体を鍛えるために、四季を通じて利用できる林間施設を設置	設備:ロッジ、バンガロー、テントサイト
32		少年自然の家	1	昭和57年	少年を自然に親しませ、自然の中で楽しい集団宿泊生活や野外活動を通じて、情操や社会性を豊かにし規律・協働・友愛・奉仕の精神を培い、心身を鍛錬し健全な少年の育成を図るため	設備:宿泊室(5室) クラブ体験や野外活動、プラネタリウムを利用したコンサート、自然を活かした土曜学校などのほか、軽スポーツや研修など、バラエティに富んだ活動を提供
33		少年センター	1	平成6年	少年(小学校就学の始期から20歳に達するまでの者)の非行防止とその健全な育成を図るため	街頭補導、少年相談、環境浄化活動、健全育成活動、関連啓発活動、不審者情報の提供
34		博物館	3	昭和47年～平成元年	考古、歴史、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、学術及び文化の発展に寄与するため	歴史、民族、芸術などの人文科学、動植物や理工学などの自然科学等に関する資料を調査研究、収集、整理・保管して展示するとともに、成果を発表し、その分野について教育を行う。調査研究施設、文化施設であると同時に、社会教育施設、生涯学習施設の側面を持つ。

審議対象の公共施設一覧表

資料 3

NO	カテゴリ	施設グループ名称	施設数	開設年	設置目的	施設の概要
35	文化施設	文化会館	1	昭和60年	芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため	1,945人収容の大ホール 448人収容の小ホール
36		市民会館	1	昭和34年	芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため	904人収容のホール 第1会議室 収容定員54名 第2会議室 収容定員156名 展示室
37		行徳公会堂(行徳文化ホールI&II)	1	平成16年	芸術文化の振興及び市民の交流の推進を図るため	639人収容のホール 180人収容の大会議室
38		芳澤ガーデンギャラリー	1	平成16年	芸術文化に関する活動の場を市民に提供すること等により、芸術文化の振興を図るため	芳澤月恵氏から寄贈された土地と庭を用いて、展示会等を開催
39		木内ギャラリー	1	平成16年	芸術文化に関する活動の場を市民に提供すること等により、芸術文化の振興を図るため	近代建築様式として、歴史的価値の高い建物を鑑賞していただくことをメインに据えながら、市民ギャラリーとして活用
40		中山文化村【清華園】	1		「街かどミュージアム都市づくり」の一環で市民の身近なところで芸術・文化に親しむ文化活動施設として、また、中山の街回遊の案内所として開館	市民の見学休憩施設及び中山地区の街案内を行っている他、一般公募した委員で構成されている中山文化村事業実行委員会を設け文化・芸術事業を企画し実施している。寄席「清華亭」(年3回)や講演会として「市川をもっと知ろう」(年4回)を企画し運営を行っている。一般公開 午前9時から午後5時 休館日: 月曜日及び年末年始(12月28日から1月4日)を除く日
41		郭沫若記念館	1	平成16年	平成16年に公園内に政治家、歴史学者、文学者として日中の架け橋となり活躍した郭沫若氏の顕彰を行つたため、昭和初期に市内に在住していた旧宅を移築復元し、ゆかりの品々を展示した記念館として一般公開	郭沫若氏のゆかりの品々を展示し記念館として公開しているとともに、公園内に芝桜を植樹し季節には、多くの市民が訪れ鑑賞されている。利用者の制限はなし(一般公開) 無料 午前9時から午後5時まで。休館は月曜日と年末年始
42		文学ミュージアム	1	平成25年	市川市文学ミュージアムは、市川市ゆかりの文学者、映像作家、写真家など、幅広いジャンルの作家の資料を展示、収集を目的として、2013年(平成25)7月に生涯学習センター(メディアパーク市川)に設立	東山魁夷記念館 観覧料(通常展) 一般500円 大学生・高校生 250円 文学ミュージアム観覧料(例:永井荷風展) 一般400円 大学生・高校生 200円
43		水木邸	1		脚本家の水木洋子氏は、昭和22年より市川市八幡に住まい、ここから「浮雲」「裸の大将」「ひめゆりの塔」など、日本映画の黄金時代を支えた多くの名作脚本を生み出した。水木洋子邸は、女性シナリオライターの草分けとして活躍した水木氏の功績と、その暮らしぶりを広く一般に知ってもらうことを目的としている	水木氏が、昭和22年から平成15年亡くなるまで暮した邸宅を公開する。 また、第4土曜日にはミニイベントを行っている。 誰でも利用 無料 可毎月第2・4土曜日・日曜日 午前10時～午後4時 (ただし、年末年始のため12月は第2土日、1月は第4土日のみの公開)
44		東山魁夷記念館	1	平成17年	市ゆかりの日本画家である東山魁夷画伯に関する作品その他の資料の収集、保管及び展示を行うこと等により、東山画伯の業績を顕彰するとともに、芸術文化の向上に寄与するため	「人間・東山魁夷」をコンセプトに、人生と作品をはじめとする資料を展示公開
45	保健関連施設	リハビリテーション病院	1	平成10年	介護又は支援の必要な老人、傷病により心身の機能が低下した者等に対し、在宅で日常生活を継続することができるようにするための保健医療及び福祉に係る専門的かつ総合的なサービスを提供するため	一般病床100床 リハビリテーション科、整形外科、内科、消化器科、歯科
46		休日急病等歯科診療所・急病診療所	2	平成16年	急病患者等の診療、高齢者に対する通所介護、介護予防通所介護等、障害者等に対する支援等を行うことにより、保健、医療及び福祉に係る多様なサービスを提供するため	日曜などの休日に、急に歯や歯肉が痛くなつてお困りのかたに応急処置
47		斎場	1	昭和55年	火葬、葬儀、法事等を行うため	火葬、法事等を行うための式場の提供、靈柩自動車の運行、葬儀用祭壇の貸付け及び飾り付け
48		斎場塩浜式場	1	平成9年	葬儀、法事等を行うため	法事等を行うための式場の提供、靈柩自動車の運行、葬儀用祭壇の貸付け及び飾り付け
49		霊園	1	昭和54年	住民の利用に供するための霊園の設置	普通墓地、芝生墓地、靈堂
50		健康増進センター	1	昭和52年	市民の健康の保持及び増進に資するため	ひとりひとりの健康状態・体力にあつた、保健・栄養・運動から総合的な実践指導を行う

審議対象の公共施設一覧表

資料 3

NO	カテゴリ	施設グループ名称	施設数	開設年	設置目的	施設の概要
51	スポーツ施設	体育館	4	昭和48年～平成元年	市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を期し、スポーツの振興を図るため	設備:バスケットコート、バレーボールコート、バドミントンコート、卓球台、トレーニングルーム、剣道場、柔道場など
52		スポーツ広場	2	平成6年、平成18年	市民のスポーツの振興及び体力づくりの推進を図るとともに、市民相互のふれあいを深めるため	設備:サッカーコート、フットサルコート
53		青葉少年スポーツ広場	1	平成18年	市民のスポーツの振興及び体力づくりの推進を図るとともに、市民相互のふれあいを深めるため	施設利用時間:午前9時から午後5時まで。閉場日:毎月最終月曜日(祝日の場合は、前週の月曜日)、年末年始少年野球場1面内に外野にフットサルコート1面、ゲートボール、グラウンドゴルフ、フットベースでも使用可能。更衣室、駐車場、トイレ、水飲み場 料金は無料
54		原木公園運動広場	1	昭和59年に開設	市民の健康促進や触れ合いの場として利用することとともに、緑地等の確保、保全により景観の向上を図ることを目的に設置	利用時間:午前9時から午後9時まで【毎週・月曜日と祝日の翌日は午後5時まで】 閉場日:毎月最終月曜日(祝日の場合は、前週の月曜日)、年末年始原木公園内 ソフトボール場1面、夜間照明、トイレ、水飲み場 料金は無料
55		いちかわ市民キャンプ場	1		柏井の静かな雑木林に囲まれた自然を生かし、市民に環境学習や散策などのアウトドアを体験することを目的に設置された施設	受付時間 平日の午前9時から午後5時まで 利用日の3ヵ月前より予約開始、締切は1週間前まで(土・日・祝日利用の場合は、一週間前の直前の平日が期限です)
56		江戸川河川敷スポーツ施設	6		市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を期し、スポーツの振興を図るため	野球、サッカー 料金は無料
57		クリーンセンターテニスコート	1		市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を期し、スポーツの振興を図るため	午前11時から午後5時まで 毎月第1火曜日、及び第3火曜日、年末年始 その他、天候や点検等により閉場する場合あり テニスコート2面(ハードコート) トイレ 駐車場(有料) 料金は無料
58		菅野終末処理場テニスコート	1		市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を期し、スポーツの振興を図るため	午前9時から午後5時まで【気象条件等により変更する場合あり】年末年始【施設整備等のため臨時休場する場合あり】 テニスコート2面(全天候型ウレタン系) トイレ 駐車場 無料
59		テニスコート(行徳中央公園・塩焼中央公園)	2		市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を期し、スポーツの振興を図るため	午前9時から午後5時まで【気象条件等により変更する場合あり】年末年始【施設整備等のため臨時休場する場合あり】 テニスコート3面(全天候型ハードコート) トイレ 料金(2時間単位)市内一般460円、市外一般690円、市内学生230円、市外学生340円
60		国府台公園	1		市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の向上を期し、スポーツの振興を図るため	設備:野球場、陸上競技場、テニスコート
61		市民プール	1	昭和57年	市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上に資するため	設備:流水プール 子供プール(滑り台付) 幼児プール 50mプール 25mプール、食堂、売店、救護室
62		まちかど健康サロン	1	平成20年	市民の心身の健康の保持及び増進並びに市民相互の交流の促進を図るため	市民の心身の健康の保持及び増進に資する機会の提供、市民相互の交流の場の提供
63	貸館施設	市民談話室	2	平成2年、平成9年	地域社会の振興及び市民福祉の増進を図るため	各種展示物等、各種サークル展等の発表の場として活用 文化・観光情報コーナー、市立図書館図書回収ボックス、施設予約端末、集会室
64		市川市アイ・リンクセンター	2	平成20年	市民相互の交流や市民福祉の増進を図るため	アイリンクルーム: 空調設備、ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン等 アイリンクホール: 空調設備、電子ピアノ、バレー用手すり・姿見、簡易防音設備等
65		地域ふれあい館	13	昭和48年～平成3年	市民相互の交流及び市民が地域で自主的に行う活動の促進を図るため	サークルや地域コミュニティ活動を通じて、ふれあいと集いの場を提供
66		急病診療・ふれあいセンター集会室	1	平成16年	集会室を市民の利用に供するため	会議や研修、地域の方のサークル活動などに利用
67		大柏川第一調節池緑地ビジターセンター	1		緑地内での環境学習のための拠点となる施設	調節池の機能や自然の紹介、体験学習などの実施が可能。 夏期(3月～10月) 午前9時30分～午後5時00分 冬期(11月～2月) 午前9時30分～午後4時
68		勤労福祉センター	2	昭和44年、昭和57年	本館は、先進的な複合施設として勤労者、老人、児童の福祉増進と文化教養の向上を図るため 分館は、勤労者と老人の福祉増進と文化教養の向上を図るため	体育館、体育室、茶室、講習室、 会議室、調理室、集会室
69		公民館	16	昭和49年～平成3年	地域のコミュニケーションを深めたり、幅広く教養を身につけるための学習の場、あるいは趣味の場を提供するため	講座の主催、サークル活動の場の提供
70		公民館プール・公民館ミニプール	3		地域のコミュニケーションを深めたり、幅広く教養を身につけるための学習の場、あるいは趣味の場を提供するため	開設期間:7月14日(土)～8月31日(金)

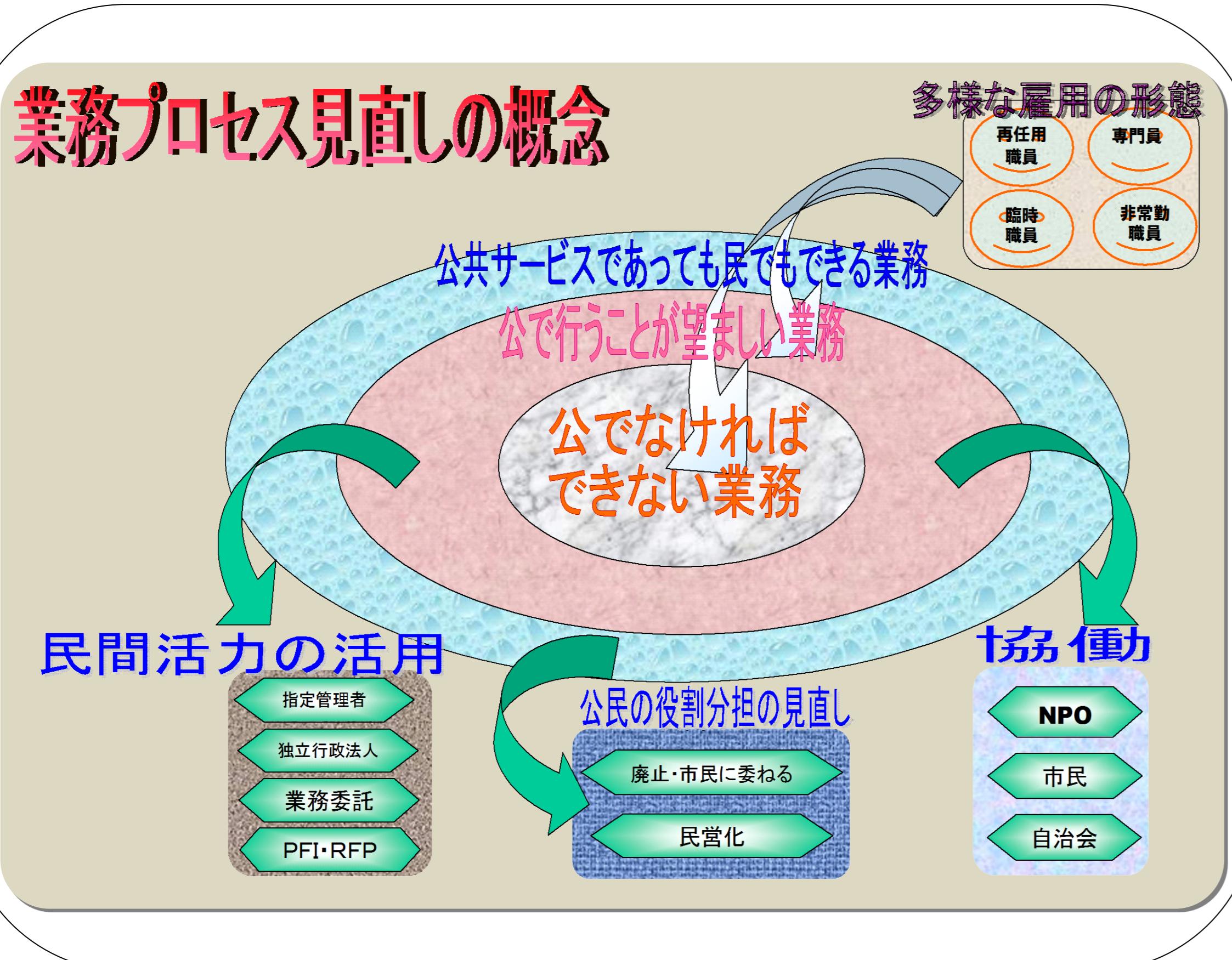
審議対象の公共施設一覧表

資料 3

NO	カテゴリ	施設グループ名称	施設数	開設年	設置目的	施設の概要
71	都市基盤施設	市営住宅	26	昭和44年～平成13年	住宅に困窮している低額所得者の方々に賃貸するため	市営住宅に空家が発生した場合に、入居を希望される方々をあらかじめ、住宅に困窮している度合い(住宅困窮度といいます。)の高い順に登録し、空家発生の都度、その登録順位に従って、市営住宅の入居者として決定
72		動植物園	1	昭和62年	動植物園を設置することにより、動植物についての知識や生態を理解し、子供の情操教育の場として、また、学術研究とともに自然保護およびレクリエーションの場を提供するため	なかよし広場、家畜舎、小獣舎、サル山、フライングケージ、エミュー舎、自然観察園、バラ園
73		駐輪場	46	昭和49年～平成22年	駅周辺等の良好な環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため	駐輪場運営
74		都市公園	386		住民の福祉の向上のため	都市公園の維持管理
75		東菅野児童交通公園《本庁管内》	1		遊びながら交通ルールが学べる施設として開設	信号機・踏み切りなどのある模擬道路を、無料貸出しの足踏みカード(幼児用)や自転車で走ることができる。 開園時間 4月から10月 午前9時から午後4時30分 11月から3月 午前9時から午後4時 休園日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日) 年末年始
76		南沖児童交通公園《支所管内》	1	昭和55年 H23管理事務所建替え	南沖公園は、遊びながら交通ルールが学べる施設として、昭和55年に公園中央部に交通施設を整備	行徳地区唯一の交通公園として、毎日、多くの子供たちに利用されている。 開園時間 4月～10月 午前9時～午後4時30分 11月～3月午前9時～午後4時 ※休園日は月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
77		公園ミニプール《本庁管内》	15		市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上に資するため	平成25年7月15日(祝)～平成25年8月31日(土) ※毎週金曜日はお休み 【午前の部】午前10時～正午 【休憩】正午～午後1時 【午後の部】午後1時～午後3時30分
78		公園プール、公園ミニプール《支所管内》	6		市民のスポーツの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上に資するため	平成25年7月15日(祝)～平成25年8月31日(土) ※毎週月曜日はお休み ※7月15日(祝)は開場し、翌16日(火)休み
79		公衆トイレ	8		市民の利便に供するため設置	公衆トイレの維持管理
80		漁港	1	昭和46年	現在の新浜(しんはま)御猶場横付近にあった南行徳漁港は明治維新より利用されており、京葉臨海工業地帯造成計画で始められた公有水面の埋立てにより昭和44年に使用不能となり、その後の埋立て計画である市川二期埋立て後には新たな場所へ移設することを前提として昭和46年12月に現在の場所に暫定的な漁港として作られた	漁港区画の広さは幅約950メートル、奥行約200メートル(ほとんどが海域)であり、市川二期埋立てを前提に暫定漁港として作られたため施設や広さも不十分で非常に利用しづらい漁港となっている。市川二期埋立てが中止となつた現在、今後市川の漁港としてどのような施設や規模が必要か漁業者の意見を聞きながら検討している
81	その他	男女共同参画センター	1	平成3年	男女共同参画社会の形成の促進に関する学習の機会及び活動と交流の場を提供することにより、男女平等の実現に寄与するため	男女共同参画社会の形成の促進に関する幅広い資料や情報について収集し、提供
82		市役所本庁舎駐車場	3	平成15年	市民が利用する施設の利便性を図るため	駐車場運営
83		行徳支所駐車場	1	平成15年	市民が利用する施設の利便性を図るため	駐車場運営
84		地方卸売市場	1	昭和47年	本市における青果物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため	生鮮食料品などの流通の中核的な役割を果たす
85		アイ・リンクタウン展望施設	1	平成21年	眺望を楽しむことができる市民の憩いと交流の場を提供することによって市民福祉の増進を図るため	展望施設は、展望ロビー、交流ラウンジ及び展望デッキ。休所日は毎月の第1月曜日 1月1日～1月3日、12月29日～12月31日
86		いちかわ観光・物産案内所	1	平成21年	本市の観光を切り口としたシティーセールスの拠点として開設したもの	市内の観光施設や地場特産品の紹介、各種イベントの情報を提供し、千葉県指定伝統的工芸品や特産品などの展示、販売も行っている。
87		市民農園	10		農業体験事業の一環として設置	約20～30平方メートルの区画で土作りからの全ての農作業を利用者が行う「区画貸し農園」。 募集を行った年の4月1日から2年10ヶ月後の1月末日を期間終了日とした約3年で総入れ替えを行う。 1平方メートル当たり年額360円
88		ドッグラン	2	平成17年	普段係留されている愛犬を自由に走り回らせたいとの飼い主の思いと、飼い主同士の交流により、互いに愛犬のしつけなどを向上させていく場として設置	市内に二箇所ある(二俣・塩浜)ドッグランは、利用者による「自主管理方式」で運営している。 ドッグランを利用する場合は、「市川市ドッグラン利用規定」をご理解のうえ、会員登録申請し、「市川市ドッグラン会員証」の交付を受ける必要がある。
89		大洲防災公園自動車駐車場	1	平成16年	市民が利用する施設の利便性を図るため	駐車場管理
90		生涯学習センター自動車駐車場	1	平成15年	市民が利用する施設の利便性を図るため	駐車場管理
91		リサイクルプラザ	1	平成7年	市民にリサイクルの促進に関する活動の場を提供することにより、リサイクル社会の形成に資するため	(1)リサイクルの促進に関する活動の場を提供すること (2)不用品の再利用の促進に関すること (3)リサイクル及び廃棄物に関する図書その他の資料の収集及び利用に関すること (4)その他リサイクルの促進に関し必要な事項に関すること
92		広尾防災公園自動車駐車場	1	平成22年	市民の利便性を図る目的で設置	駐車場管理
93		ふれあいセンター自動車駐車場	1	平成16年	市民が利用する施設の利便性を図るため	駐車場運営

市川市アウトソーシング基準

業務プロセス見直しの概念



2.アウトソーシングの基準

(1)共通の基準

NPO、外から団体、民間事業者等のノウハウや専門性を活用することが望ましい次に掲げる性質を持つ業務や業務の中の特定の活動に着目して、アウトソーシングを活用した運営を進めるものとする。

- ① 常に工程が一定な極めて定型的なもの
- ② 時期的に集中するもの
- ③ 高度な技術又は専門的知識を要するもの
- ④ 費用対効果の改善が期待されるもの
- ⑤ イベントなどの企画運営的なもの
- ⑥ 危険、困難又は特殊な作業を伴うもの
- ⑦ 職員の勤務条件の改善を行おうとするもの
- ⑧ 地域の雇用が創出され市域全体の活性化が期待できるもの
- ⑨ 民間市場が成熟していて同様のサービス提供が行えるもの
- ⑩ 市民との協働による業務運営が効率的、効果的なもの
- ⑪ 欠員の補充が難しい、または欠員の補充を行わないもの

(2)指定管理者の基準

単に施設の維持管理を代行させることではなく、指定管理者制度に規定されるコスト縮減の面、サービス向上の面はもちろんのこと、管理運営を代行させることによって、弾力的な管理運営につながることが期待される次に掲げる場合に適用するものとする。

- ① 開館時間の延長や祝日の開館などサービスの拡充につながる場合
- ② 自主事業などのサービスの展開が多様で、高度になる場合

※3つに区分した公共サービスの具体的な業務の内容

①公でなければできない業務

- ・許認可等の行政処分・法令等に規定される直接業務
- ・市民の生命、財産に直接係わる業務・即時対応の必要な業務
- ・政策形成・調整に関する業務

②公で行なうことが望ましい業務

- ・採算性の問題を抱える業務・市場が成熟していない業務
- ・内部管理業務・公正・中立な遂行が求められる業務

③公共サービスであっても民でもできる業務

- ・収益性のある業務・社会公共の利益実現に地域が主体となる業務
- ・私的サービスである業務・民間が能力を蓄えた業務

3.アウトソーシングの手法

(1)業務委託

市が本来自ら執行すべき業務について、効率性や経費削減等の観点から、市がその業務の処理を契約に基づいてNPOや民間事業者等に行わせるもの。人材派遣も含める。

(2)「公の施設」の指定管理者による管理運営(管理代行)

「公の施設」の設置の目的を効果的、効率的に達成するために行なう管理運営に係る一切の作用について、議会の議決により指定した法人等の責任において代行させるもの。

(3)PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)

公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、ノウハウを生かして、市が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に施設整備や公共サービスの提供を行おうとするもの。

(4)NPO等との協働

公共サービスを提供する手段として、NPO、自治会、法人その他の団体又は個人等の独自性、自立性を尊重しながら、相互の特性を生かして市とともに業務運営を進め、かつ、両者が単独で実施するよりもきめ細かく、効率化が図られるものであり、併せて地域の活性化につながるもの。

(5)その他

審議事項①の資料 公共施設の分析・評価の着眼点(イメージ)

ストック面からの着眼点

- (1) 建物状況
 - ① 概要(施設数(配置図)、規模)
 - ② 物理的情報(老朽化、耐震等)
- (2) 利用状況
 - ① 事業概要
 - ② 利用対象
 - ③ 管轄エリアの状況
 - ④ 施設構成
 - ⑤ 利用状況
- (3) 運営状況
 - ① 運営形態
 - ② 運営日・運営実態
 - ③ 運営人員

コスト面からの着眼点

- (1) 事業運営にかかるコスト
 - ① 人件費
 - ② 事業費
 - ③ 事業委託費
 - ④ その他物件費(消耗品等)
- (2) 施設にかかるコスト
 - ① 維持管理費(光熱水費、管理委託費等)
 - ② 老朽箇所修繕費
 - ③ 大規模改修費
 - ④ 原価償却費

施設の価値

- (1) 施設の目的及び背景
- (2) 市民満足度
- (3) 施設の影響度
- (4) 施設の役割

一方の視点

他方の視点



公共施設の分析・評価(他市との比較)

- ・行政サービスにかかるコスト、行政サービス提供に要するストック、施設の価値等、総合的に実態を把握し、施設の分析・評価を行う視点について提言をもらう。

審議事項①の資料(出典:佐渡市公共施設見直し手順書 平成24年12月) 公共施設の評価の着眼点(他市の事例 佐渡市)

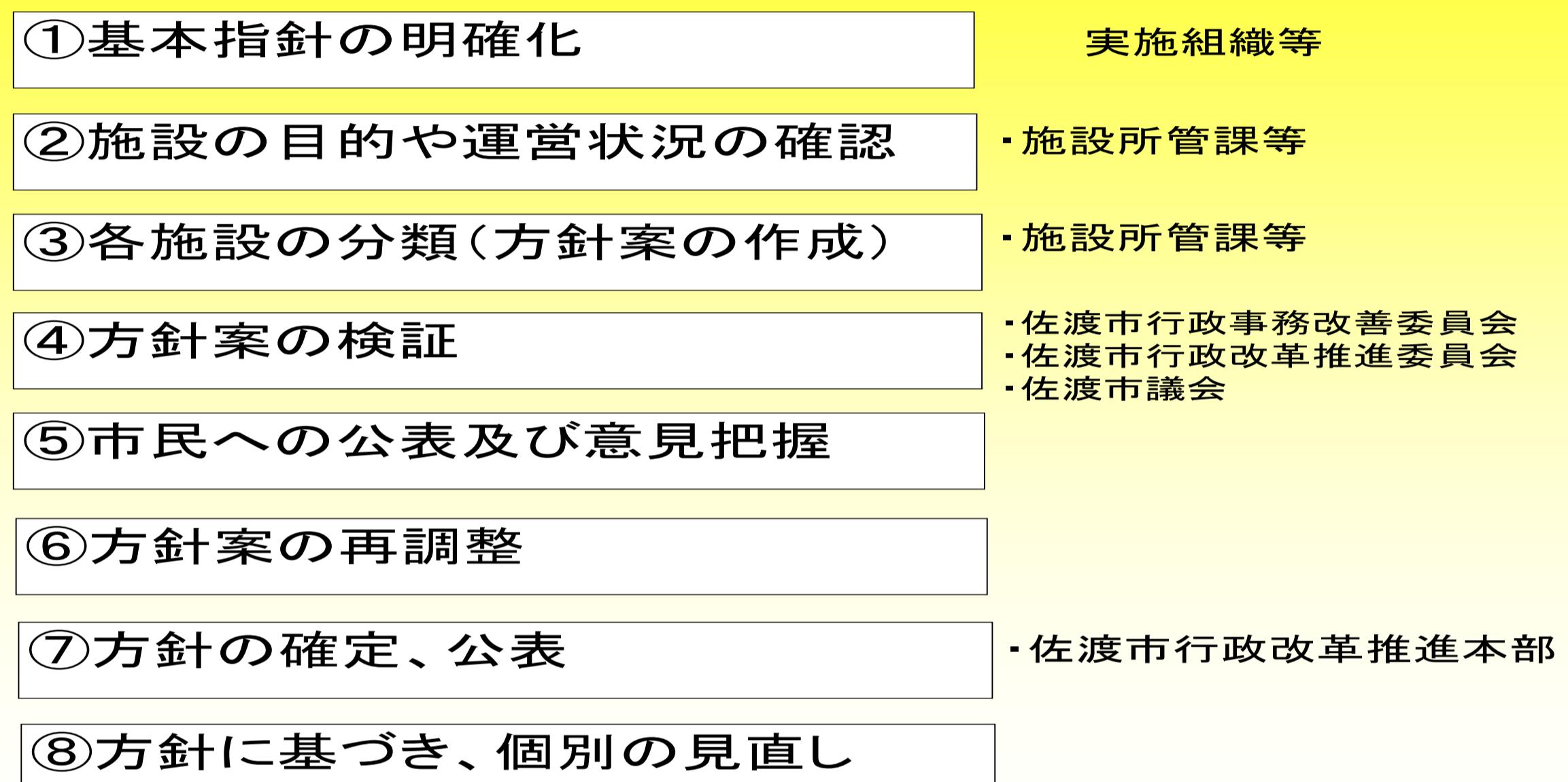
○見直しの視点

これからの公共のあり方として、民間企業における経営理念や手法を取り入れるNPM(ニューパブリックマネジメント)の考え方に基づき、公共施設の運営においても「管理」から「経営」へと考え方を転換しなければならない。誰がどのような手段、内容で公共サービスを提供した方が市民にとって最適なのかを、管理運営の主体を行政、民間を問わず検討するとともに、以下を参考に、公共を経営する視点で抜本的な見直しを行うものとする。

- ① 民間の方が効率的・効果的に業務遂行ができるものは積極的に民間事業者の有するノウハウを広く活用できないか。
- ② 同様の目的を持つ施設が複数ある場合は、施設規模とサービス内容に応じて施設を統合し、全体の効率化が図られないか。
- ③ 直営で施設の管理運営を行う必要がある場合は、経費削減のための業務委託や、利用者負担見直しの検討が必要でないか。
- ④ 今後、公共使用の見込みがない施設は、民間への譲渡や更に民間の受け皿も無い場合は、経済的な判断のうえ解体できないか。

図一2 見直し作業フロー図

作業内容



見直しの進め方

(1) 見直し体制と主な流れ

見直しにおける基本作業は、施設を管理する所管課等において行政改革課と協議のうえ行うものとし、市民や議会、佐渡市行政改革推進委員会の意見を踏まえ、佐渡市行政改革推進本部において今後の方針を決定する。これに必要な事務は行政改革課で行うものとする。前記した見直しの視点から、利用者や関係機関との調整を図りながら、図2で示す作業フローに基づき、各公共施設の見直し方針を定めるものとする。

(2) 見直しに当たっての留意事項

- ① 施設が何を目的に設置され、運営されているのか、存在意義(市が運営主体となる必要性の有無)を明確化するために、現状を分析すること。
- ② 他自治体において、既に民間委譲等が実施されている施設については、佐渡市でも実施の可能性を有するため、具体的な情報収集を行うこと。
- ③ 島内において民間活力が実際に可能かどうかの実態を把握すること。
- ④ 地域間で公共サービスの不均衡が生じないよう佐渡全体のバランスを考慮すること。

審議事項①の資料(出典:佐渡市公共施設見直し手順書 平成24年12月) 公共施設の評価の着眼点(他市の事例 佐渡市)

施設の概要									
事務事業 No.	事務事業名								
地区	整理番号	0	公有財産管理システム施設番号						
1 施設名(愛称)		5 財産分類(大)		財産分類(中)					
2 所管部局課等		財産分類(小)		財産分類(細)					
3 所在地		財産分類(細々)							
4 設置年月									
<施設の写真>									
写真箇所									
6 施設設置目的									
7 施設設置根拠 (法令・条例・規則等)									
8 施設の概要	設備の概要	敷地面積	m ²	借地の有無		借地面積	m ²		
延床面積		m ²	1F	2F	3F	4F			
構 造	m ²		+						
実施事業の概要									
料金体系									
減免措置の有無									
施設運営方法									
佐渡市職員数 人									
直接従事職員数 人									
合 計 人									
9 施設利用状況等の推移	区 分			H17年度	H18年度	H19年度			
	施設の総利用者数等(単位:人)								

区分(節)	歳 入			歳 出		
	H19年度決算	H20年度予算	H21年度予算	区分(節)	H19年度決算	H20年度予算
10 年間経費等推移 (単位:千円)						
計	0	0	0	計	0	0
収支の状況	H19年度決算	H20年度予算	H21年度予算	備考		
	0	0	0			

11 公共 施設 の見 直 し 方 針 に 基 づ く 評 価	妥当性の評価	設置目的と使用形態が合っているか	1 設置目的にあつてない	2 設置目的にあつてない	
		事業を取りやめた場合どのよう な影響がでるのか	1 非常に大きい	2 ある程度ある	
有効性の評価	特定の個人又は団体等でなく 市民全体のサービスにつな がっているか 施設の利用状況等から見た場 合に、施設の機能を十分活用 しているか	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない		
		1 サービスに繋がっている	2 ある程度繋がっている		
効率性の評価	民間類似サービスと競合して ないか 施設でのサービスが、他の近 隣施設で代替できるか 現在のコストを低減させる余地 はあるのか	3あまり繋がっていない	4 繋がっていない		
		1 十分活用している	2 ある程度活用している		
説 明		3あまり活用されない	4 活用されてない		
		1 競合してない	2 競合している		
12 議会・施設検討委員会 委員会等の意見(案)	H19行革特別委員会				
13 調整経過	調整結果				
	平成18年度				
	5月ヒヤリング	調整結果		公表内容	
	平成19年度				
	6月各課方針				
	平成20年度				
	方向性の決定				
	上記の手段				

審議事項①の資料(出典:白山市公共施設の統廃合及び管理見直し方針 平成24年2月) 公共施設の評価の着眼点(他市の事例 白山市)

評価の方法(数値評価及び補正)

見直しに当たっては、公共施設の評価において、はじめに各公共施設の客観的データを整理して数値評価を行い、さらに、これまでの検討経緯や施設の特性などに基づく補正を加えて、見直しの方向性を定めるものとする。

【数値評価】

数値評価においては、公共施設の評価に示された内容に適合すると考えられる指標を採用し、点数評価を行う。

数値評価の観点は、「必要性等」と「施設性能」に区分し、それぞれの評価項目は、以下のとおり7項目とする。

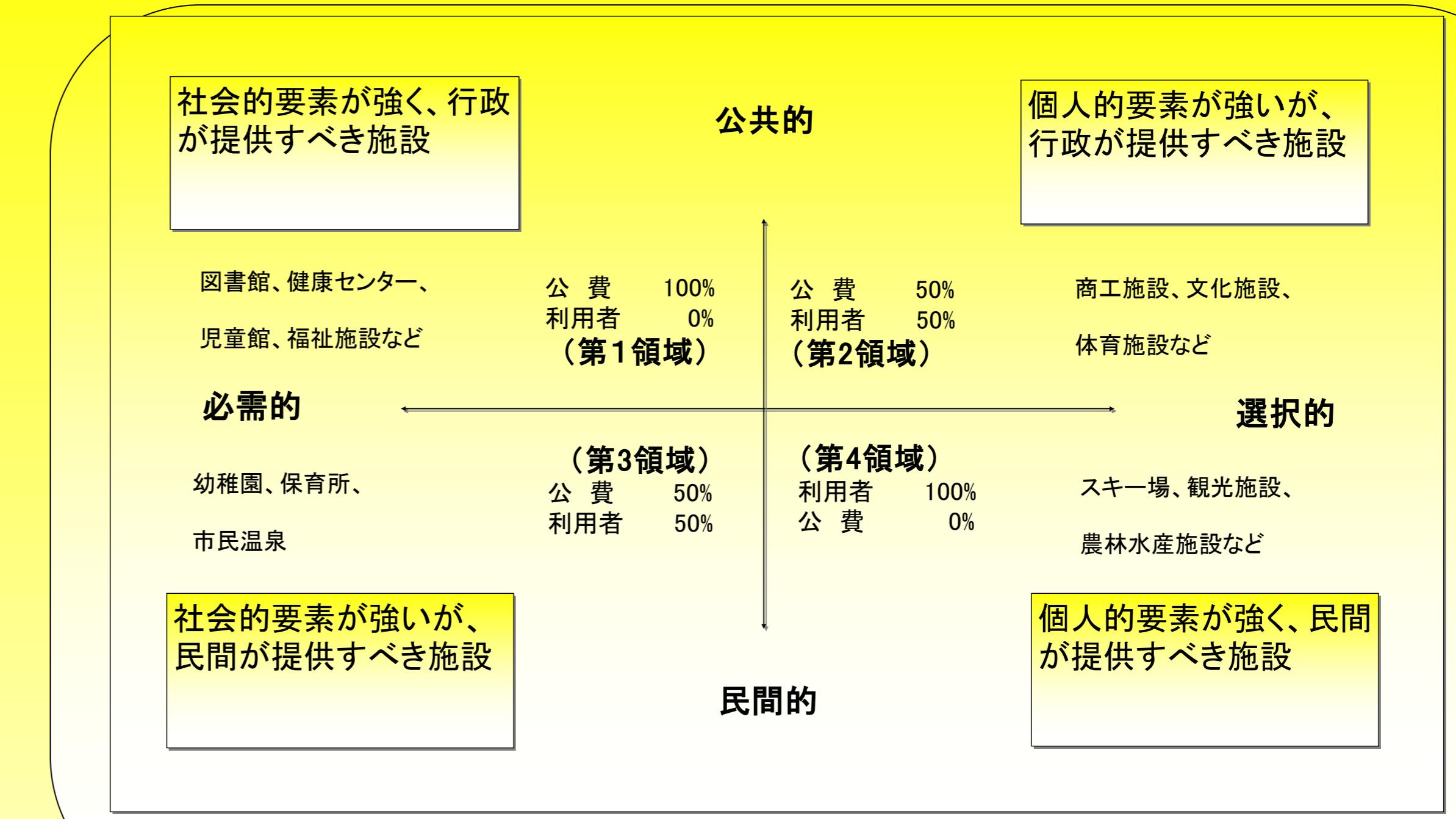
- 必要性等···①施設利用者数 ②公費負担割合 ③費用対効果 ④類似施設 ⑤認知度
施設性能···⑥施設の老朽度 ⑦耐震性

①施設利用者数

施設の利用者数から評価する。休止・利用者不明の施設は、対象外とする。

算定式: 平成22年度施設利用者数

(点数基準)	
利用者数	12,000人以上
	9,000人以上 ~ 12,000人未満
	6,000人以上 ~ 9,000人未満
	3,000人以上 ~ 6,000人未満
	3,000人未満



②公費負担割合

市費負担額の割合を算定し、公共施設の性質(公共性)に応じて、各施設を次頁のとおり4つの領域に区分し、評価を行う。

○公共施設の性質(公共性)

施設の性質によって、公共としての関与の度合いが異なっている。

算定式: 公費負担割合 = 市費負担額 / 支出額 (H22年度決算)

(点数基準)	
第1領域: 公の施設の管理運営費用に公費負担割合の評価	4点
第1領域の場合	4点
第2及び第3領域: 公の施設の管理運営費用に係る公費負担割合の評価が第2及び第3の領域の場合	4点
0.5以下	4点
第4領域: 公の施設の管理運営費用に係る公費負担割合の評価が第4領域の場合	4点
0	4点
0.51 ~ 0.6以下	3点
0.61 ~ 0.7以下	2点
0.71 ~ 0.8以下	1点
0.81以上	0点

審議事項①の資料(出典:白山市公共施設の統廃合及び管理見直し方針 平成24年2月)

公共施設の評価の着眼点(他市の事例 白山市)

③費用対効果

施設利用者1人当たりの市費負担額を算定し評価する。

算定式:【利用者1人当たり市費負担額=市費負担額／利用者数】(H22年度)

(点数基準)

利用者1人当たり市費負担額	0円以下	4点
利用者1人当たり市費負担額	1円～100円以内	3点
利用者1人当たり市費負担額	101円～500円以内	2点
利用者1人当たり市費負担額	501円～1,000円以内	1点
利用者1人当たり市費負担額	1,001円以上	0点

⑥施設の老朽度

建物・施設の残耐用年数を算出し評価する。耐用年数は国税庁の基準を用いる。

算定式:【残耐用年数=耐用年数-経過年数】(施設種類による法定耐用年数)

(点数基準)

残耐用年数	20年以上の施設	4点
残耐用年数	10年～20年未満の施設	3点
残耐用年数	5年～10年未満の施設	2点
残耐用年数	1年～5年未満の施設	1点
残耐用年数	0年以下(耐用年数を経過している施設)	0点

④類似施設

類似施設の有無や類似施設までの距離、その立地関係から評価する。

(点数基準)

類似施設がない施設	4点
15km圏域外で、市内に類似施設のある施設	3点
15km圏域内に類似施設のある施設	2点
10km圏域内に類似施設のある施設	1点
5km圏内に類似施設のある施設	0点

⑤認知度

各施設の認知度について評価する。ここでは、観光資源資料などを参考に以下の基準により点数化を行う。
なお、この評価は観光・農林水産・商工施設の89施設のみ行う。

(点数基準)

以下については、県や市の観光案内HPや市のHPを参照して評価

- ・白山市の象徴として極めて重要(国内で著名な施設)
　　国内的に有名な施設、観光資源等 4点
- ・白山市の象徴として重要(県内でよく知られている施設)
　　市の代表的な施設、観光資源等で、県民の誰もが認識しているもの 3点
- ・白山市の象徴の一つである(市民に知られている施設)
　　市の代表的な施設、観光資源等 2点
- ・白山市の象徴性は低い(地域住民に知られている施設)
　　旧市町村地域など地域の拠点施設や観光資源等 1点
- ・白山市の象徴としての性格はない(その他)
　　市民の日常的な利用に供する施設 0点

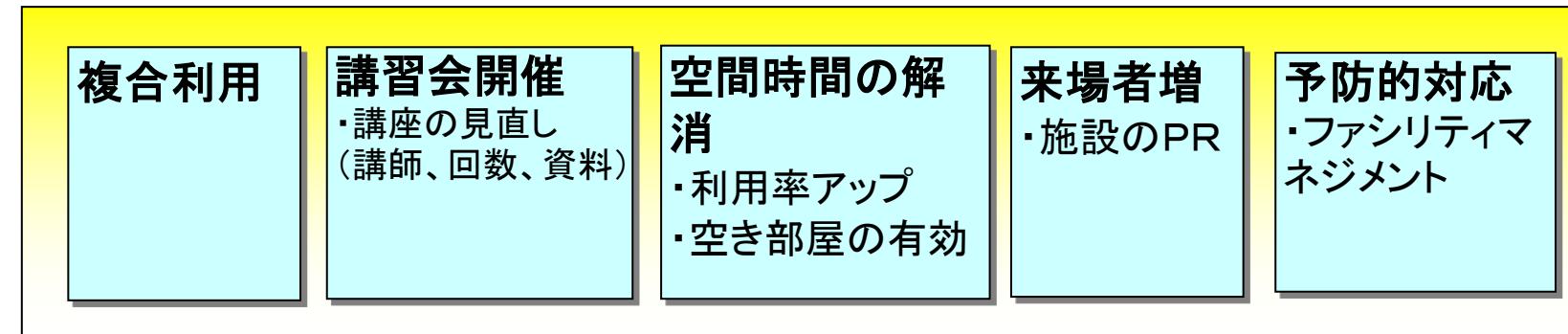
⑦耐震性

昭和56年5月の建築基準法改訂以降の耐震基準を満たしている建物及び耐震補強の実施状況を点数化し評価を行う。
建築物以外の施設については、評価対象外とする。

(点数基準)

昭和57年以降の建築物	◎	4点
耐震補強を実施した建物	○	3点
耐震補強を実施予定の建物	□	2点
耐震補強未定の建物	△	1点
耐震調査未実施の建物	×	0点

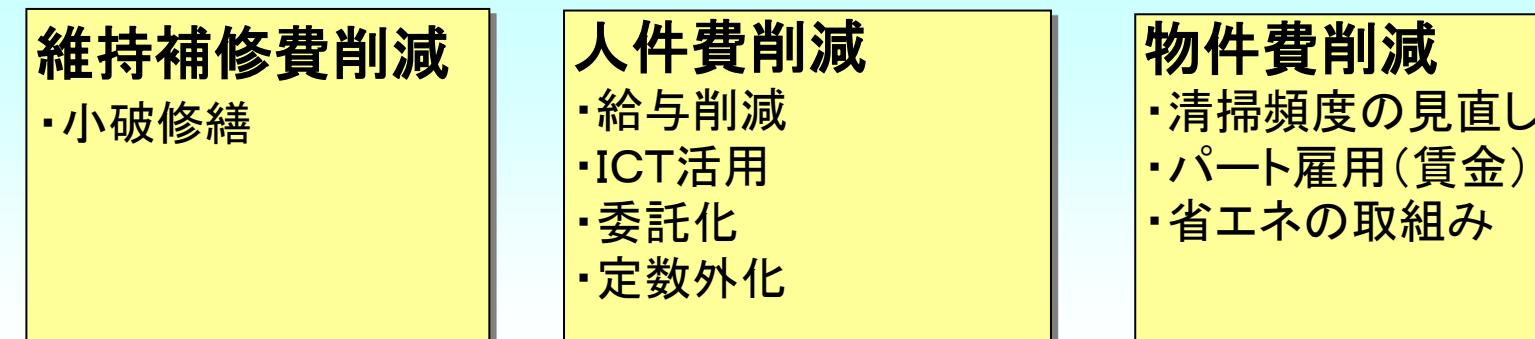
審議事項②の資料 更なる経営効率化 着眼点のイメージ図



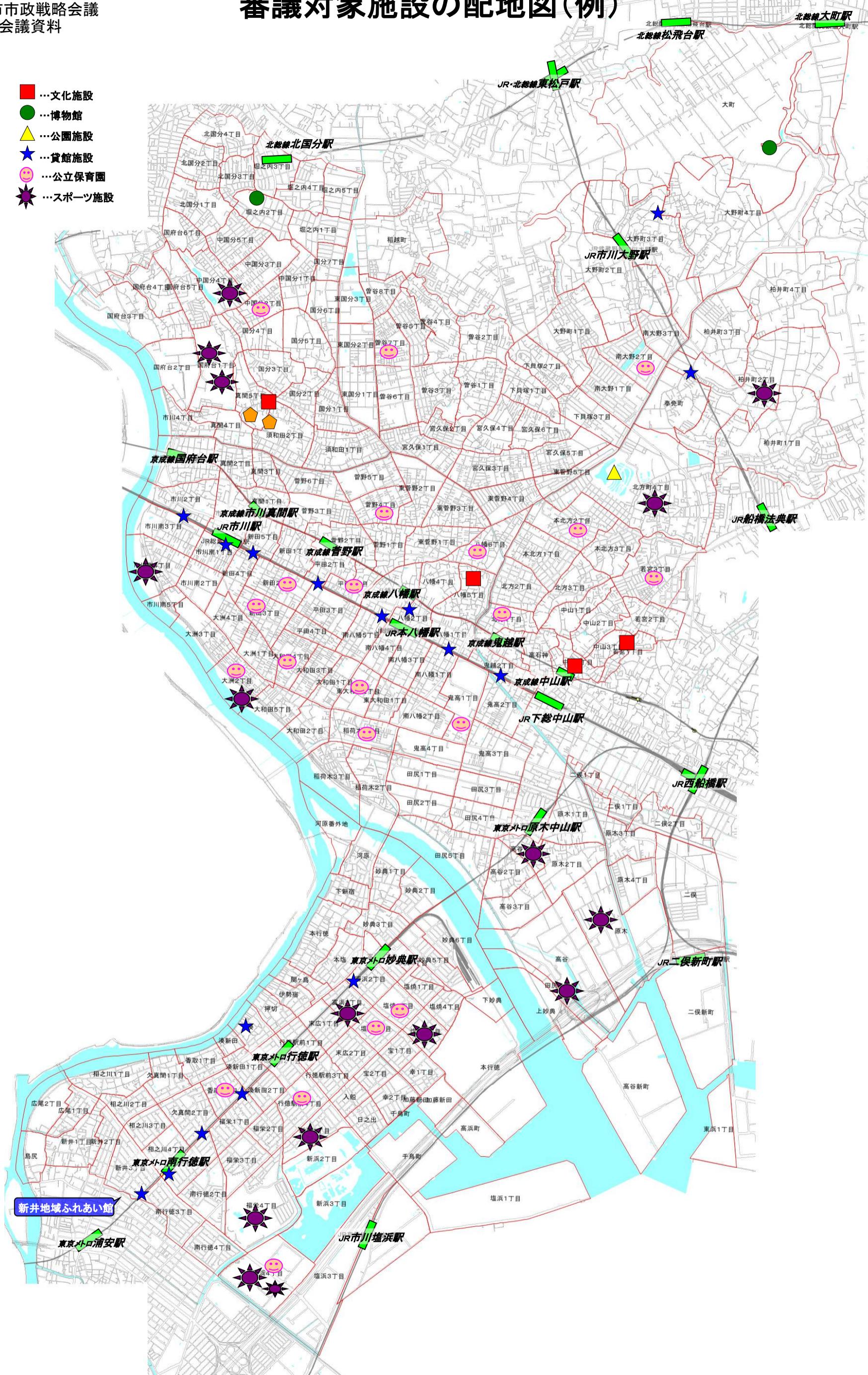
施設価値の
プラス要因

更なる経営の効率化

コスト削減等
の要因



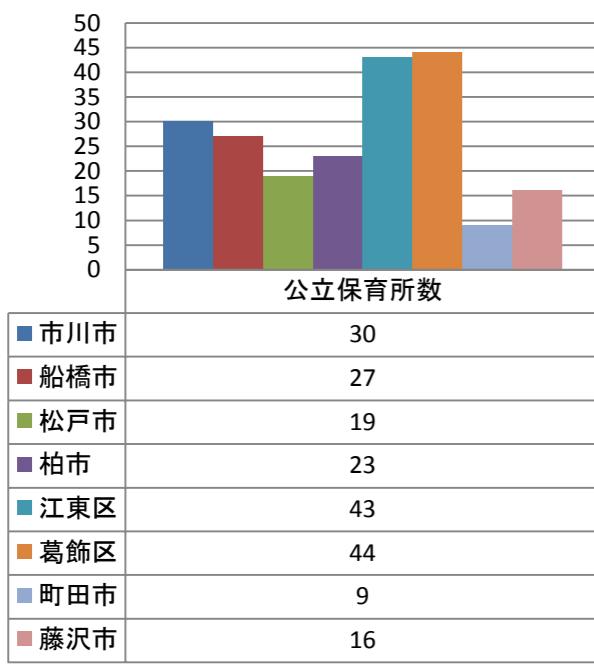
審議対象施設の配地図(例)



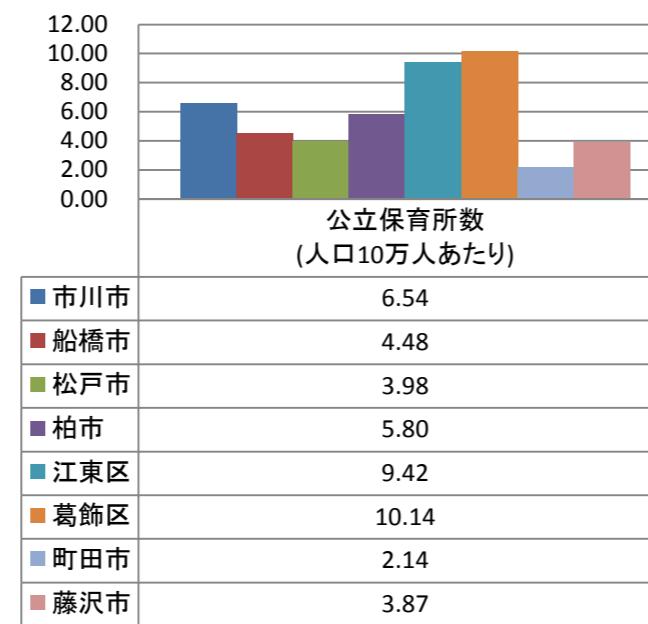
人口比較グラフ

市町村名	市川市	船橋市	松戸市	柏市	江東区	葛飾区	町田市	藤沢市
住民基本台帳登載人口 (平成24年3月現在)(人)	458,679	602,996	476,896	396,251	456,673	434,112	420,243	413,064
面積	57.40km ²	85.64km ²	61.33km ²	114.90km ²	39.99km ²	38.84km ²	71.64km ²	69.51km ²

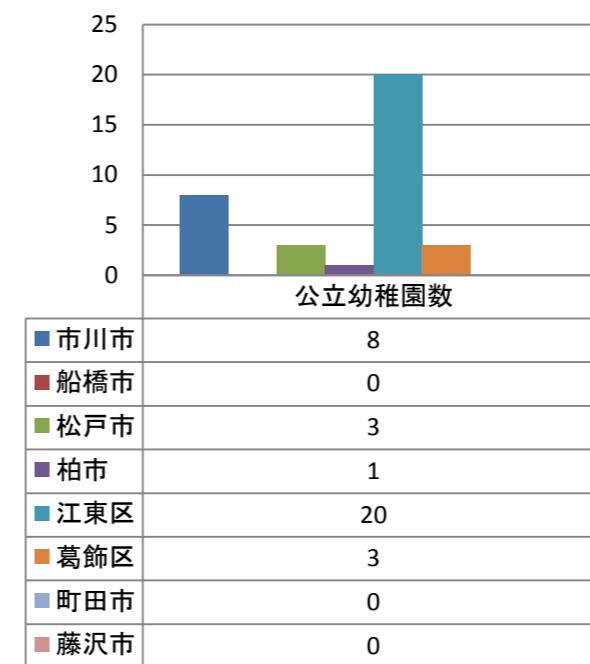
公立保育所数



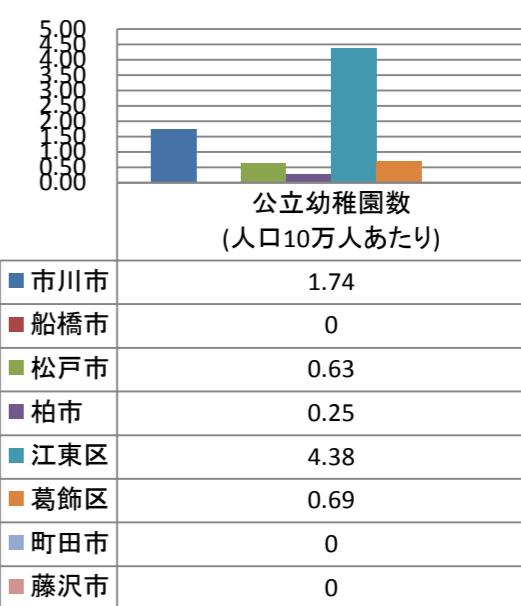
人口10万人あたりの公立保育所数



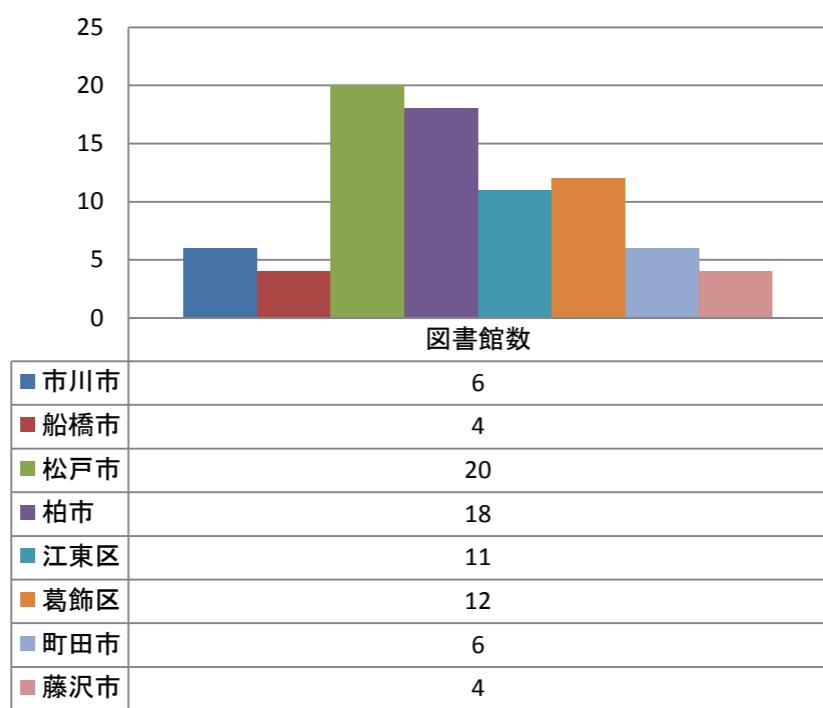
公立幼稚園数



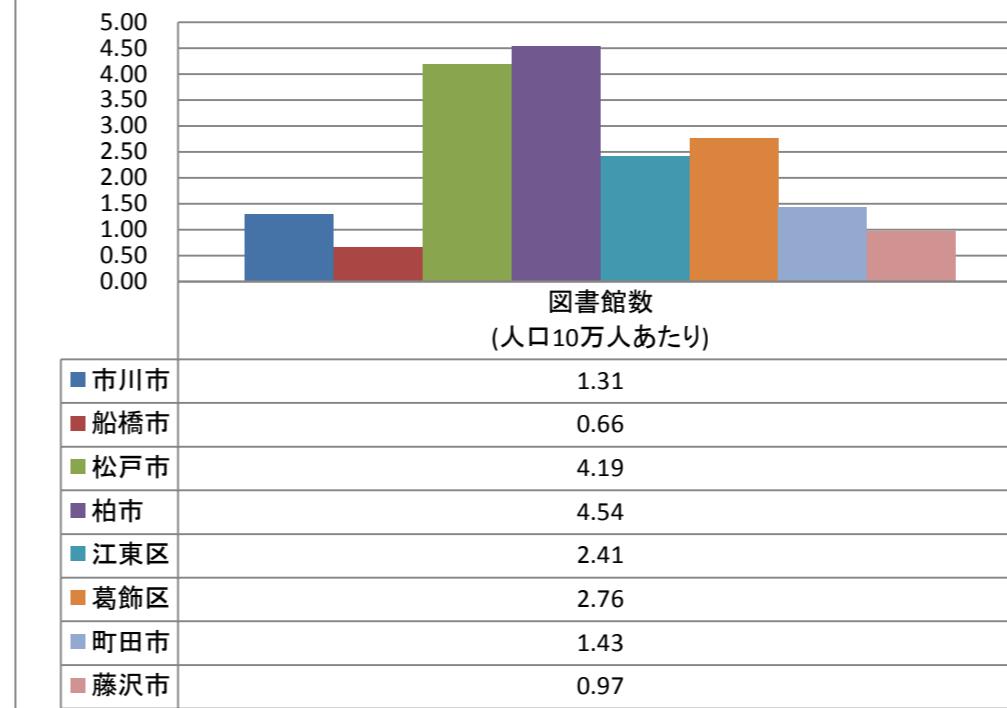
人口10万人あたりの公立幼稚園数



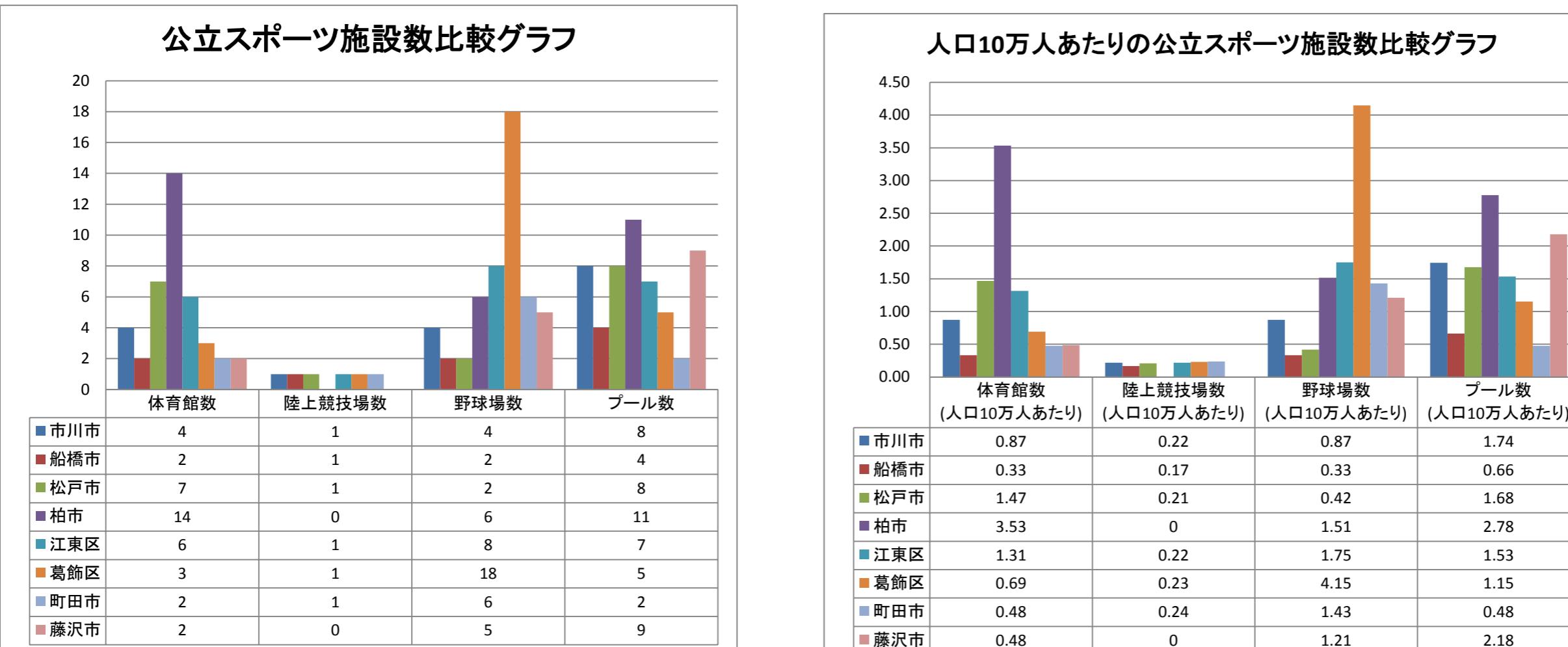
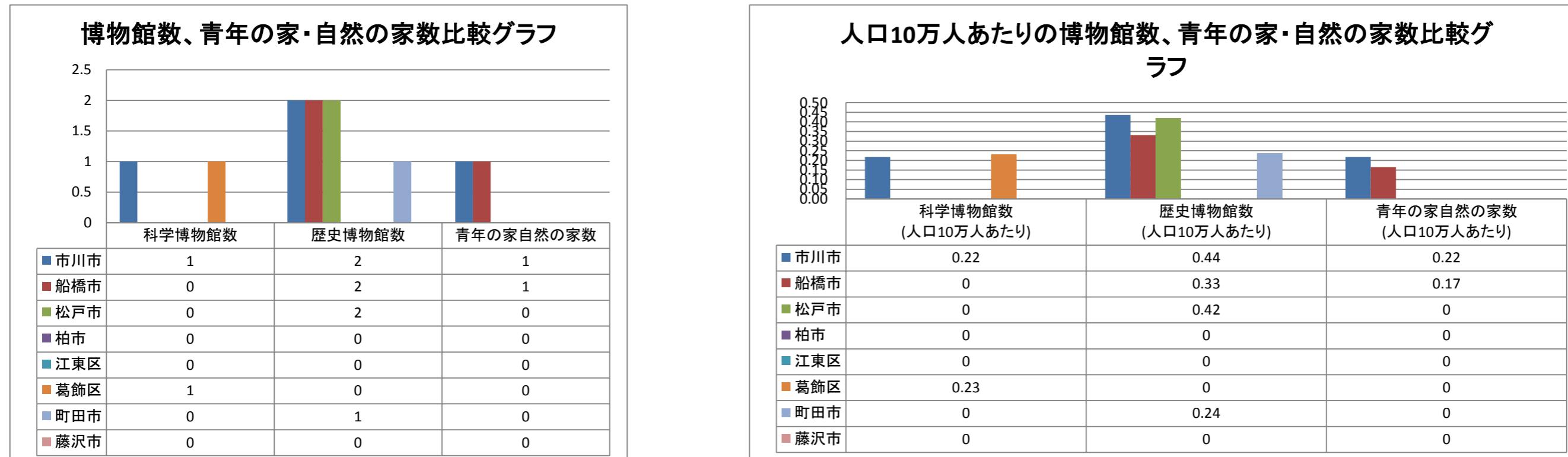
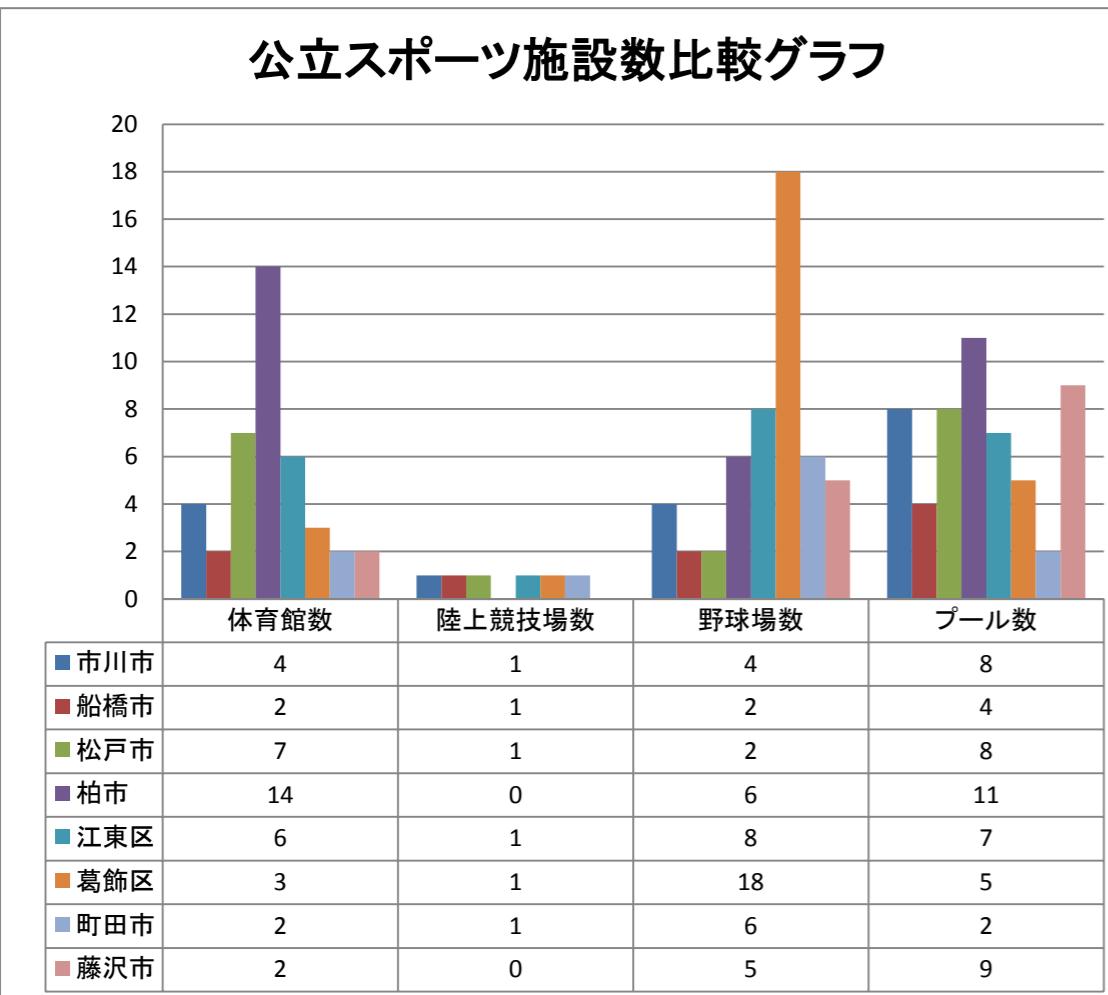
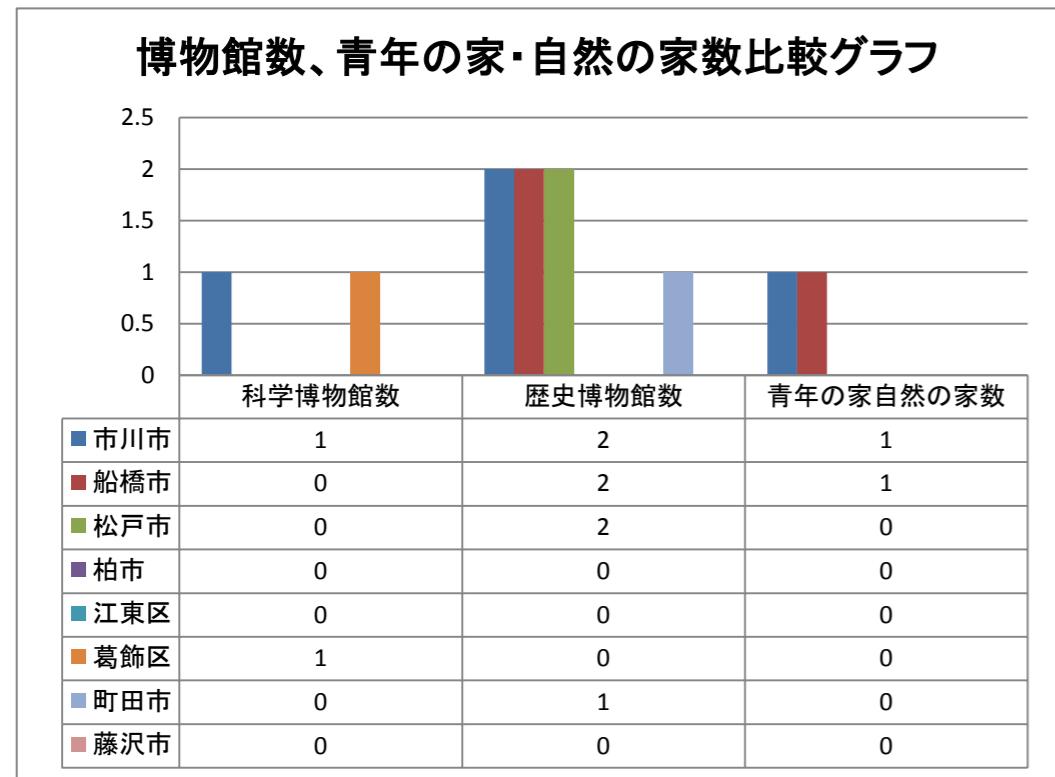
図書館数比較グラフ



人口10万人あたりの図書館数比較グラフ

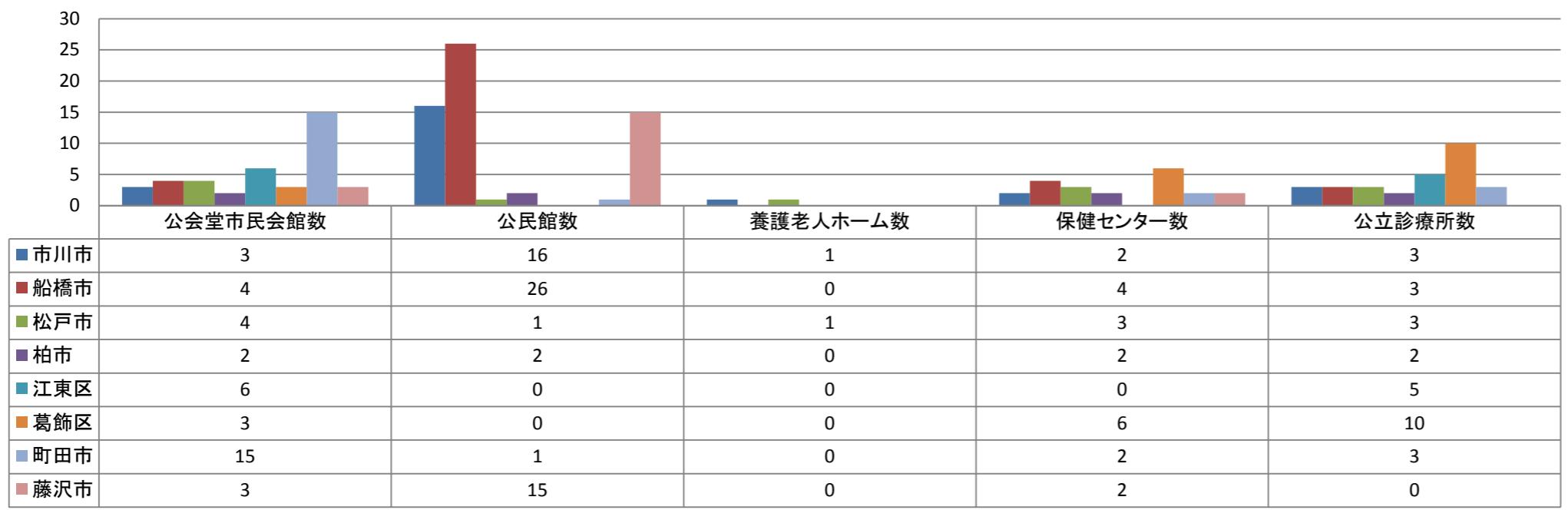


市川市と同規模人口の自治体との比較 2 (総務省 H23年度公共施設状況調査より抜粋)

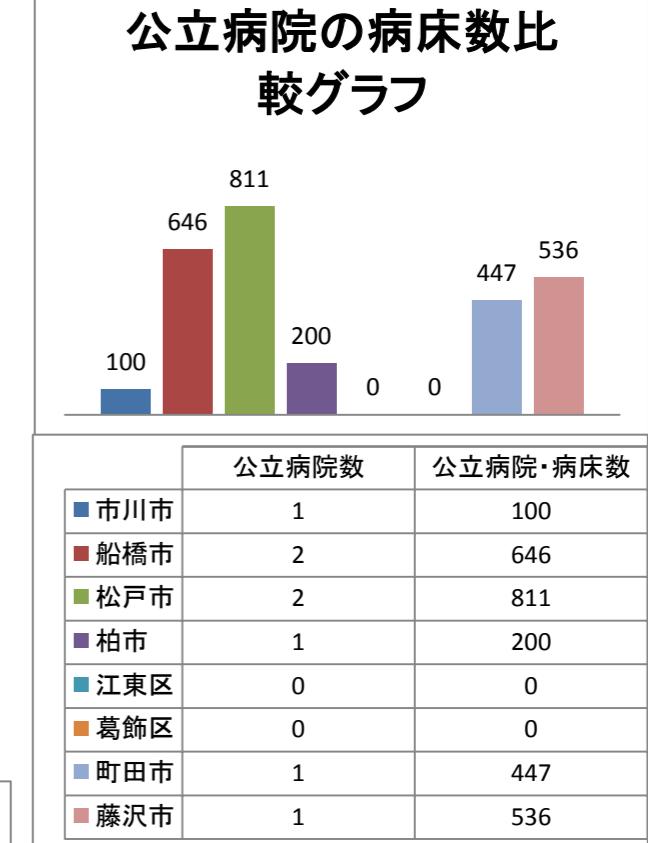


市川市と同規模人口の自治体との比較 3 (総務省 H23年度公共施設状況調査より抜粋)

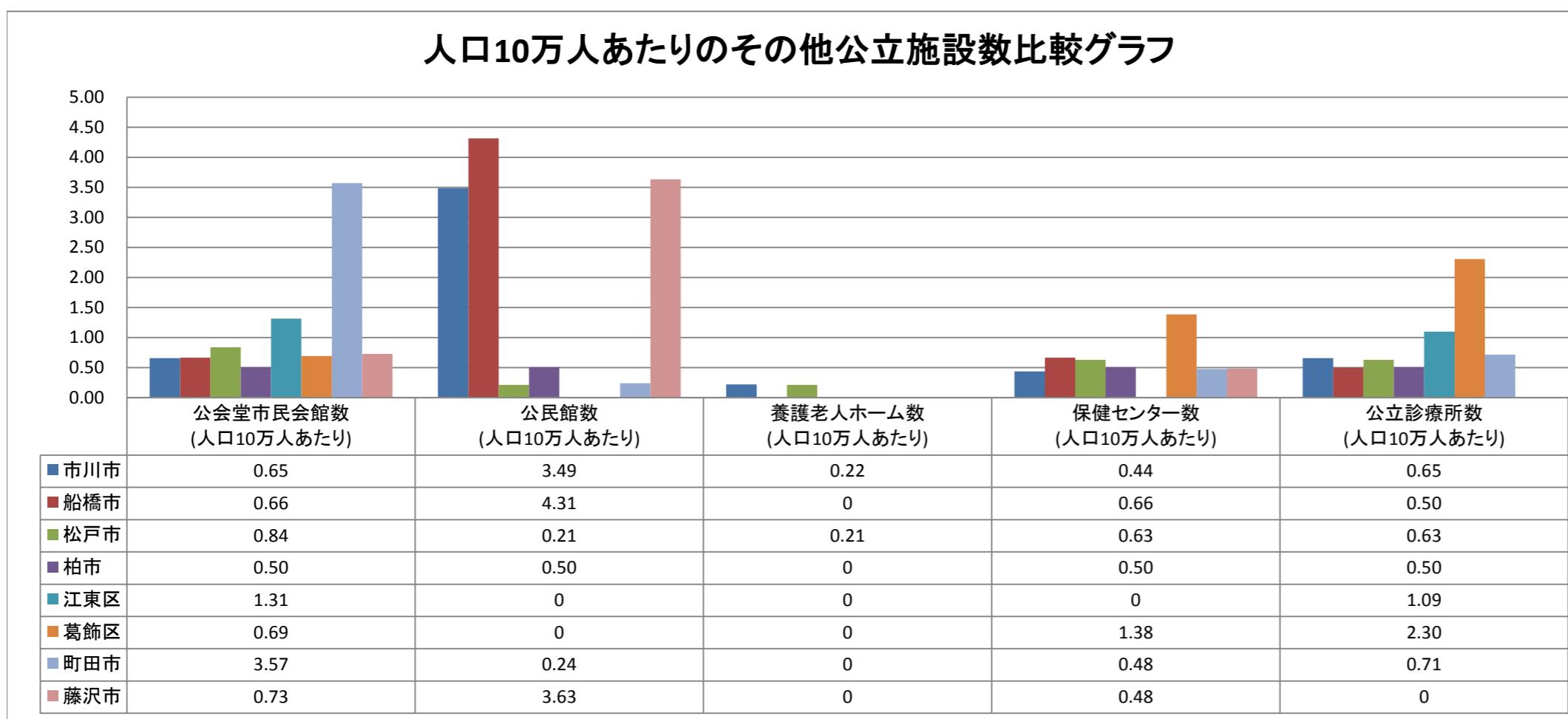
その他公立施設数比較グラフ



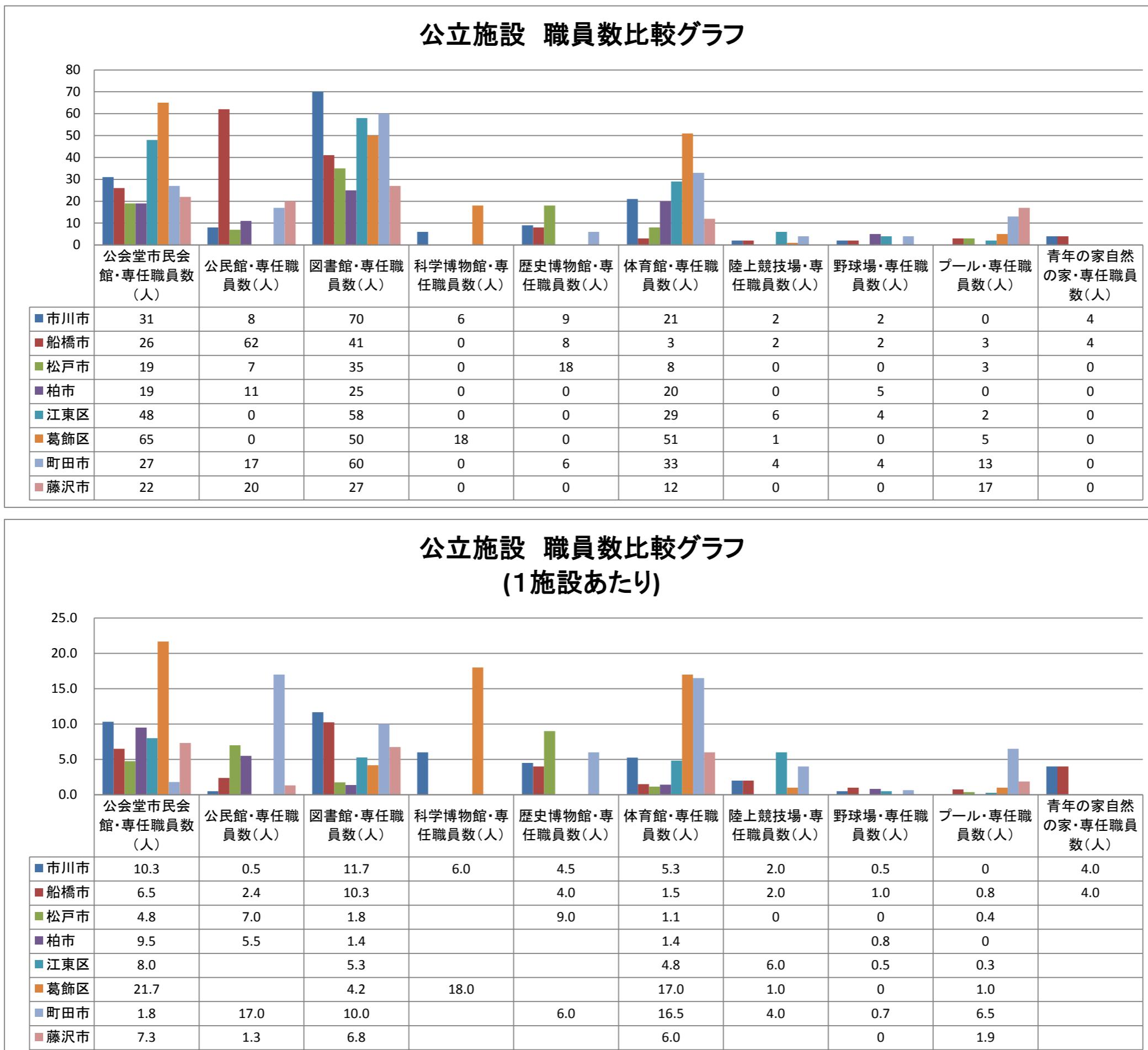
公立病院の病床数比較グラフ



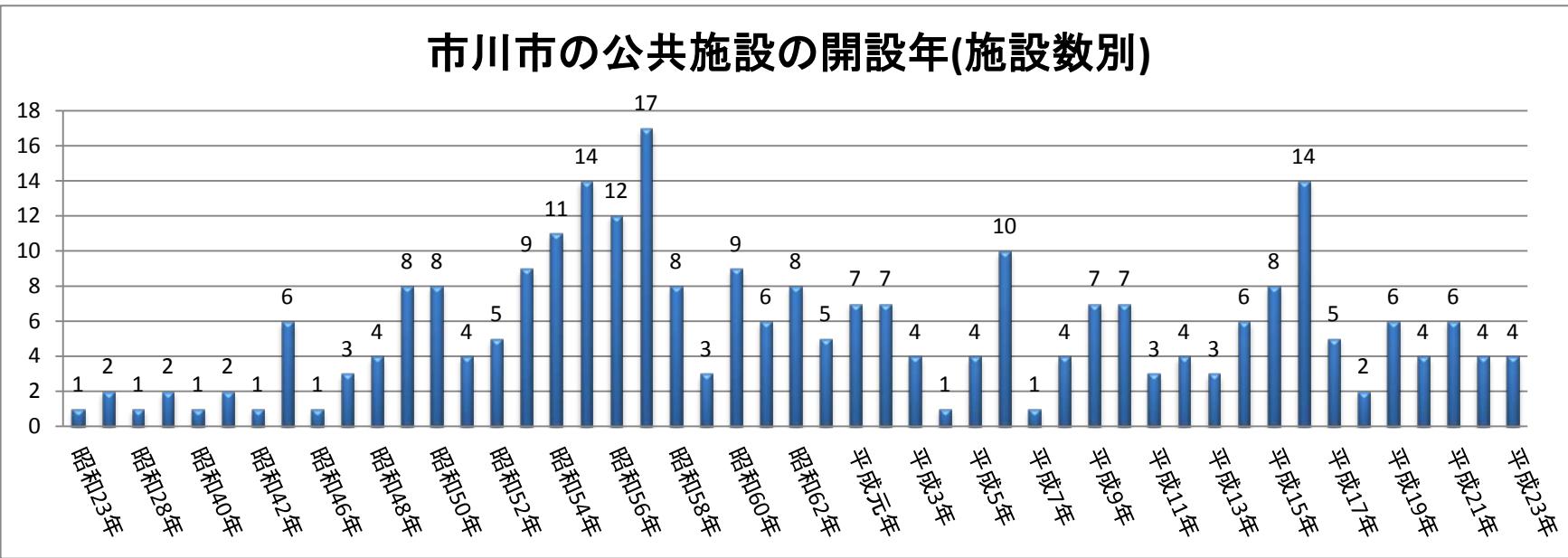
人口10万人あたりのその他公立施設数比較グラフ



市川市と同規模人口の自治体との比較 4 (総務省 H23年度公共施設状況調査より抜粋)



・市川市の公共施設の開設年



参考資料:施設別行政コスト計算書
(建築年についての記載がないため、開設年をグラフ化)